

○女性警察官のけん銃携帯の実施について

〔平成16年2月13日〕
通達（務・教・地）第5号

（概要）

女性警察官のけん銃携帯に伴い、携帯方法、服装等について定めるとともに、女性警察官のけん銃に関する技能を高めるため、教養・訓練を実施することなどを定めたものである。